

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 3 日

金 曜 日

第 4174 号

目 次

公安委員会規則

○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

○土地区画整理事業の換地処分 2

○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 3

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 4

規 則

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 3 日

富山県公安委員会委員長 扇 谷 一 郎

富山県公安委員会規則第 1 号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中生活安全部の項を次のように改める。

生 活	生活安全企画課 地域課 通信指令課 少年課 生活環境課
安 全 部	サイバー犯罪対策課

第 3 条の表生活環境課の項中第 9 号から第12号を削り、第13号を第 9 号とし、第 14号から第16号までを 4 号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

サイバー 犯罪対策 課	(1) サイバーセキュリティに関すること。 (2) サイバー犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 (3) サイバー犯罪の捜査支援に関すること。 (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の運用に関すること。
-------------------	--

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第93号

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第3項の規定により小矢部都市計画事業石動駅南土地区画整理事業施行者小矢部市石動駅南土地区画整理組合から換地処分をした旨届出があったので、同条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成29年3月3日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第94号

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第3項の規定により魚津都市計画事業経田中央土地区画整理事業施行者から換地処分をした旨届出があったので、同条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成29年3月3日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第95号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営小又地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営小又地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年 3 月 6 日から

平成29年 4 月 4 日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第 87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年3月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター小矢部店 小矢部市西中野字坂東 489番地 ほか31筆

2 店舗を設置する者 有限会社サンビック

3 店舗において小売業を行う者 株式会社コメリ

4 新設の日 平成29年8月30日

5 店舗面積の合計 3,927㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側 94台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北側 6台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側 26㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北東側 18.95㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前7時及び午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分～午後9時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 北側ほか
- (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後11時

8 届出の日 平成29年2月21日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成29年3月3日から平成29年7月3日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

